

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【総務局文書館】2
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】3
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】4
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】5
- 農業委員会の総会の招集【産業経済局農林水産部農林課】6

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】7
- 北九州市町上津役土地区画整理事業の施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧【建築都市局整備部区画整理課】8
- 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】9

北九州市告示第 3 1 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、新修・北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 7 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	北九州市八幡西区黒崎一丁目 1 番 1 号	平成 2 9 年 7 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
石田調剤薬局	旧	北九州市戸畑区沖台一丁目11番3号	平成29年7月18日
	新	北九州市戸畑区沖台一丁目10番19号	

2 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
大信薬局メディック店	旧	北九州市八幡西区黒崎一丁目5番7号 B1F	平成29年5月1日
	新	北九州市八幡西区黒崎一丁目5番7号 1F	

北九州市告示第315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
療養介護事業所 牧山療養病院	北九州市戸畑区初音町13番13号	平成29年7月1日

2 薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
やはた薬局	北九州市八幡西区青山一丁目14番19号	平成29年7月1日

3 訪問看護ステーション等（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションプーラビダ折尾	北九州市八幡西区光明二丁目7番25号	平成29年7月1日

4 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション若生会	北九州市八幡西区三ヶ森一丁目4番20号	平成28年4月1日

北九州市告示第 3 1 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 6 9 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 7 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
訪問看護ステーション若生会	北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目 2 2 番 6 7 号	開設者法人変更のため	平成 2 8 年 3 月 3 1 日

北九州市告示第 3 1 7 号

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 2 7 条第 1 項の規定により、農業委員会の総会を次のとおり招集する。

平成 2 9 年 7 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

農業委員会名	日時	場所	議題
北九州市東部 農業委員会	平成 2 9 年 7 月 1 8 日 午後 3 時	北九州市小倉 南区若園五丁 目 1 番 2 号 小倉南区役所	正副会長の互 選、農地利用 最適化推進委 員の委嘱等 について
北九州市西部 農業委員会	平成 2 9 年 7 月 2 0 日 午後 3 時	北九州市八幡 西区光明一丁 目 9 番 2 2 号 折尾出張所	同上

北九州市公告第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年7月4日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区中曽根東二丁目3 749番2	北九州市小倉南区中曽根東五丁目 7番15号 尾倉博之 北九州市小倉南区中曽根東五丁目 7番15号 尾倉眞理子

北九州市公告第464号

北九州市町上津役土地区画整理事業の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第2項の規定により次のとおり公告し、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地（公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地を除く。）について未登記の借地権を有する者は、この公告の日から1月以内に北九州市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条第1項及び第2項に規定するところにより、その借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

平成29年7月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

北九州市八幡西区町上津役東一丁目の一部（明細別記）

2 縦覧期間及び縦覧時間

平成29年7月4日から同月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

3 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市建築都市局整備部区画整理課

別記

施行地区となるべき区域
町上津役東一丁目
1812番6、1812番7、1813番7、1814番1、1814番4、1814番6から1814番10まで、1815番1、1815番2、1816番1、1816番3、1819番1、1819番2、1820番1、1820番2、1821番1、1821番2、1822番1、1822番2、1823番、1824番1、1824番3、1825番1、1825番4、1908番1、1908番2、1908番7、1908番8、1908番11から1908番13まで、1908番20及び1910番2の全部
1812番5、1818番1及び1818番3の一部

北九州市公告第465号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第6項ただし書の規定による許可の申請の提出に伴い、同条第14項の規定により、次のとおり利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定により公告する。

平成29年7月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 申請者

北九州市小倉北区上到津二丁目3番8号

北九カワサキ

代表者 荒木照祥

(2) 敷地の位置

北九州市小倉北区高坊二丁目1623番5及び1623番10

(3) 用途地域

第二種住居地域

(4) 建築物の主要用途

バイクの販売店

(5) 工事種別

新築

2 意見の聴取の期日

平成29年7月11日（火）午前10時から

3 意見の聴取の場所

北九州市小倉北区高坊二丁目5番1号

高坊団地第二集会室